遺贈寄附の受入に関する基本方針

公益財団法人大阪府育英会

制定：令和８年９月１日

【目 次】

１　はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

２　遺贈寄附の活用

（1）当会の設立目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

（2）当会の実施事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

（3）遺贈寄附の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

３　遺贈寄附の流れ

（1）遺贈寄附の意思決定及び遺言執行者の決定・・・・・・・・・・・・P4

（2）遺言書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

（3）ご逝去～遺言執行者への連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

（4）遺言書の開示と遺言執行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

４　遺贈寄附の受入対象となる財産

（1）特定遺贈の方法による場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

（2）包括遺贈の方法による場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

（3）受入対象財産の受入要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

５　遺言書作成時の留意事項

（1）遺贈寄附先の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

（2）遺言執行者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

（3）遺贈寄附の金額や遺贈の割合の指定・・・・・・・・・・・・・・・P6

（4）現物財産の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

（5）債務状況の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

1　はじめに

近年、終活や社会貢献への関心の高まりを背景に、「遺贈寄附」が注目されています。
遺贈寄附とは、遺言により財産を特定の団体等に寄附することをいい、寄附を受けた団体等は、遺贈寄附をされた方のご意向に沿って、その財産を活用することになります。

公益財団法人大阪府育英会（以下「当会」といいます。）は、向学心に富みながら経済的理由により修学困難な生徒に対し、修学のために必要と認める事業を行っており、奨学金の貸付事業に加え、返還を要しない奨学金給付事業を実施しています。
この給付事業は、子どもたちの学びを支援したいという想いを持つ個人、企業・団体等からの寄附金をもとに実施しており、経済的な理由によって学びを諦めることのないよう、さらなる事業の充実に取り組んでいます。

本方針は、子どもたちの学びのために遺贈寄附を検討されている方に、当会への遺贈寄附の方法や留意事項等をお示しするものです。
本方針をご覧いただき、当会の取組や遺贈寄附の受入れについてご理解いただいた上で、当会を遺贈寄附先としてご検討いただければ幸いです。

2　遺贈寄附の活用

(1)当会の設立目的

当会は、「大阪府内に住所を有する者の保護する学生・生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学困難な者に、奨学金の貸付その他奨学上必要と認める事業等を行うことにより、教育の機会均等に寄与するとともに、次代の社会を担う有用な人材の育成に資することを目的」として設立された公益財団法人です（当会定款第３条）。

(2)当会の実施事業

当会では、上記(1)の設立目的を達成するため、返還が必要な奨学金貸付事業を実施するとともに、当該貸付事業に加え、***返還を要しない奨学金給付事業***(以下「給付事業」といいます。）を実施しているところです。
この給付事業は、次代の社会を担う有用な人材を育成することは、社会の発展のため極めて重要であるという理念の下、***個人、企業・団体からの寄附をもとに実施***しているもので、高校生等が将来への夢を実現するための大学等への進学を支える事業となっています。

(3)遺贈寄附の使途

経済的に困難な状況にありながら、非常に強い向学心としっかりとした将来への夢を持った高校生等を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成へとつなげていくため、いただいた***遺贈寄附については、給付事業の実施に有益に充当***させていただきます。

《参　考》
当会が実施する給付事業である「夢みらい奨学金給付事業」は、保護者（父母等）合算の年収めやすが 350 万円未満であり、経済的に厳しい学習環境にあっても、将来の夢を見据え、自らの得意分野を生かして努力している高校生を支援するため、１人当たり最高 50 万円を給付する事業で、企業や団体・個人などたくさんの方々の寄附金を活用して実施しています。平成 26 年度（2014 年度）に創設して以来、令和８年度までの 13 年間で 1,311 人の奨学生を採用してきました。

３　遺贈寄附の流れ

遺贈寄附者による当会への遺贈寄附の流れは、概ね次の(１)～(４)のとおりです。

(１)遺贈寄附の意思決定及び遺言執行者の決定

○　遺贈寄附されるご意思を固められましたら、まず、遺贈財産の引渡しや登記などの手続きを行う「遺言執行者」を決めていただきます。

○　この遺言執行者には、中立的な立場であること、相続手続きや登記、税務などの知識があることなどの理由から、弁護士や司法書士、信託銀行（遺言信託）などの専門家や専門機関にお願いされることをお勧めしますが、そうでない場合でも、遺言執行者が必要と認めた場合は、遺言執行事務を当該専門家や専門機関に委任することを認めていただきます。

(２)遺言書の作成

一般的に用いられる遺言書には、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」がありますが、遺言が確実に執行されるために、お近くの公証役場で「公正証書遺言」の作成をお勧めします。

なお、「自筆証書遺言」をされる場合には、2020 年（令和２年）７月 10 日から「自筆証書遺言書保管制度」が法務省においてスタートしています。

この制度は、自筆証書遺言の手軽さなどの利点を生かしつつ、遺言書の改ざん、偽造、紛失、失念などといったおそれを解消するための制度となっていますので、活用を検討される場合は、法務省のホームページ「自筆証書遺言書保管制度」（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）をご参照願います。

《参　考》

○公正証書遺言（民法第 969 条）とは、公証役場で証人２人以上の立ち合いの下、遺言者が遺言の趣旨を公証人に述べて、公証人の筆記により作成してもらう遺言書のことです。遺言書の原本は、公証役場で保管されます。公正証書遺言の長所・短所は次のとおりです。

(１)長所
- 法律知識がなくても、公証人という法律の専門家が遺言書作成を手掛けてくれるので、遺言書が無効になる可能性が低い。
- 勝手に書き換えられたり、捨てられたり、隠されたりするおそれがない。
- 家庭裁判所による検認の手続が不要。

(２)短所
- 証人２人が必要。
- 費用や手間がかかる（遺言書の作成費用は、目的の価額に応じて設定されます。）

○自筆証書遺言（民法第 968 条）とは、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、押印して作成する遺言書のことです。遺言書の本文はパソコンや代筆で作成できませんが、民法改正によって、2019 年１月 13 日以降、財産目録をパソコンや代筆でも作成できるようになりました。財産目録については自書でなくてもよく、財産目録はパソコン等で作成して添付することも認められています。自筆証書遺言の長所・短所は次のとおりです。

(１)長所
- 作成に費用がかからず、いつでも手軽に書き直せる。
- 遺言の内容を自分以外に秘密にすることができる。

(２)短所
- 一定の要件を満たしていないと、遺言が無効になるおそれがある。
- 遺言書が紛失したり、忘れ去られたりするおそれがある。
- 遺言書が勝手に書き換えられたり、捨てられたり、隠されたりするおそれがある。
- 遺言者の死亡後、遺言書の保管者や相続人が家庭裁判所に遺言書を提出して、様式不備による無効や紛失のリスク、相続発生後に家庭裁判所による検認の手続が必要になる。

○遺言書には、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」以外に、利用数は少ないですが、内容を秘密にしたまま、存在だけを公証人と証人２人以上で証明してもらう「秘密証書遺言」があります。

（3）ご逝去～遺言執行者への連絡

遺言執行者にご逝去の連絡がないと、遺言の執行が開始されません。あらかじめ、信頼できる方にこの連絡をお願いしていただき、この方からご逝去の連絡が速やかに遺言執行者になされるよう、手配しておいてください。

（4）遺言書の開示と遺言執行

遺言執行者が、遺言書に基づき遺言執行の手続きを行います。

4　遺贈寄附の受入対象となる財産

（1）特定遺贈の方法による場合

①特定遺贈の方法による場合、原則として、現金又は預金のみの遺贈寄附を受入対象といたします。

②上記①にかかわらず、現金又は預金以外の現物財産（有価証券、株式、不動産、骨董品などの動産等のことをいう。以下同じ。）であっても、遺言執行者により速やかに換価（現金又は預金化）できると認められるものは受入対象といたします。

③現物財産であって、遺言執行者により速やかに換価（現金又は預金化）できるとは認められない場合でも、遺贈寄附を受けることによって当会の活動に支障を来す恐れがないと認める場合で、受入可能と判断した際には、受入対象とすることができる場合がありますので、詳細については必ず当会に問い合わせ願います。

（2）包括遺贈の方法による場合

遺贈寄附の受入れは、原則として上記（1）の特定遺贈による場合としますが、包括遺贈の方法による場合にあっても、財産や遺言書の内容によっては受入対象とすることができる場合がありますので、詳細については必ず当会に問い合わせ願います。

（3）受入対象財産の受入要件

上記（1）又は（2）の場合にあって受入対象となり、かつ、次の①～④の全てを満たした場合に限り、遺贈寄附を受け入れることができるものとします。

①遺贈寄附の使途について、遺贈寄附者が認める旨を遺言書に記載してしていること。

②遺贈寄附の原資が公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。

③遺贈寄附者が、反社会的勢力又はこれに準ずるものにあたらないこと。

④上記①～③のほか、当会が遺贈寄附を受けることが、社会通念上不適当であると認められる事情がないこと。

《参　考》

〇特定遺贈

特定遺贈とは、遺言書によって「特定の財産」を指定して受遺者（遺贈によって財産をもらう人又は法人のことをいいます。以下同じです。）に遺贈する方法のことです。特定遺贈の場合は、遺贈される財産が特定されているので、指定されている財産以外は引き継ぎません。そのため、遺贈者にマイナスの財産（借金、債務、未払金など）があったとしても、そのマイナスの財産を引き継ぐことはありません。

〇包括遺贈

包括遺贈とは、遺言書によって、全財産を、又は全財産のうち遺贈する割合を指定して、受遺者に遺贈する方法のことです。なお、包括遺贈の場合はマイナスの財産（借金、債務、未払金など）も遺贈に含まれます。

５　遺言書作成時の留意事項

遺贈寄附に係る遺言書を作成するに当たっては、次の事項にご留意の上、遺言書を作成してください。

(１)遺贈寄附先の指定

遺贈寄附先として当会を指定してください。

(２)遺言執行者の指定

○　上記３(１)で決められた方を遺言執行者として指定いただきます。なお、遺言執行者に専門家や専門機関を指定されない場合は、遺言執行事務を当該専門家や専門機関に委託することを認める旨を記載していただきます。

○　上記の遺言執行者には、遺贈寄附者の名前で契約している貸金庫の開閉や内容物の受領等を含め、遺言執行に必要な一切の権限を行使できる旨を記載してください。

(３)遺贈寄附の金額や遺贈の割合の指定

遺贈寄附の金額や遺贈の割合の指定に当たりましては、相続人中に遺留分権利者がおられる場合、トラブル防止のためにも、遺留分に十分配慮してください。

《参　考》
遺留分（民法第 1042 条）とは、兄弟姉妹を除く法定相続人に法律上保障された最低限の相続財産の受取分のことをいいます。遺贈や死因贈与、生前贈与において当該相続人に係る遺留分が保障されていないと、後日相続人と受遺者の間でトラブルになる可能性があります。

(４)現物財産の取扱い

①現物財産については、原則として、「遺言執行者により速やかに換価させた上で遺贈する」旨を遺言書に記載してください。
なお、現物財産に家財等の換価が困難な財産が含まれている場合は、当該財産について、遺言執行者がその対価がなくても処分できる権限を遺言書に記載いただくか、生前に死後事務委任契約を締結いただき、当該契約に基づき処分するようにしてください。

②現物財産に、山林や田畑、古家、未公開株等換価が困難なものが含まれる場合は、遺贈寄附をお受けできない場合がありますので、留意してください。詳細については必ず当会に問い合わせ願います。

(５)債務状況の確認

包括遺贈の場合、遺言執行時に遺言者に多額の債務があることが判明した場合や、主債務者の債務の返済状況に関わらず、遺贈寄附者が連帯保証人又は保証人を引き受けていることが判明した場合には、遺贈を放棄させていただくことがありますので、遺贈寄附者のご意思を確実に執行するためにも、必ず遺言書作成時の債務の状況を確認いただくとともに、遺言書作成後も継続的に確認してください。